

## 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称**  
地域の魅力向上と移住定住の循環型都市構築計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称**  
長野県上田市
- 3 地域再生計画の区域**  
長野県上田市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

上田市では、地方創生として目指す将来像を描く中、様々な事業を展開してきているものの、現在次のような課題が生じている。

#### ①地域の新たな魅力の創出

当市は、上田城や多くの寺社仏閣、別所・鹿教湯温泉や菅平・美ヶ原高原といった数々の歴史・観光資源のほか、自然環境に恵まれ、全国有数の少雨地帯であり快適な生活環境を有している。

これまで、こうした地域資源を活用したお祭りや芸術・文化イベントのほか、自然の地形を生かしたユニークなスポーツイベントなども実施し、県内のみならず、潜在的な需要が大きいと見込まれる首都圏等においても、各種媒体を活用しながら積極的なPRに努めてきた。

しかしながら、現行の上田市版総合戦略策定に当たっての市民アンケートでは、「市が住みやすい理由」として「まちに魅力や賑わいがある」が9選択肢中の最下位[2.4%]であり、観光資源等の活用や交流人口増加対策への住民満足度向上が課題となっている。したがって、既存の地域資源を活用した取組には限界もあることから、これらを継続しながらも、新たな魅力、プラスアルファの資源を開発・定着させていく必要がある。魅力の醸成が賑わいに繋がり、賑わいが地域活性化と交流を育み、まちの住みやすさに帰結するものと捉えている。

また一方で、同アンケートでの「歴史や文化財といった当市の魅力に愛着・誇りを感じるか」との問いに「そう思う」とする回答が29選択肢中3番目に多く、文化財を活用した新たなコンテンツ醸成は効果が高いものと考えられる。

魅力を付加することで、上田城をはじめとする既存資源だけに留まらない当市のニュースタンダードを構築し、これに魅力と誇りを感じる移住者が、自ら広告塔となってPRし、また起業し、関係人口の増加から移住・定住に繋がる。具体的には、新規の魅力を伝える移住者として地域おこし協力隊員のような人材が増えることを想定する。

#### ②移住検討に当たっての懸念解消

新型コロナウイルス感染症の影響によるリモートワーク、移住、事業所の地域移転など、地方への関心が高まる中、当市においても移住説明会や移住体験ツアー、UIJターン希望者への企業見学会など、様々な事業を展開してきているものの、移住後の住居対策や就業とリンクした移住相談体制が十分と言えず課題となっている。そうした中、データとしても、移住者へのアンケートにおいて「移住する際に苦労したこと」の第1位が「移住後の住まい確保（35%）」、第2位が「移住後の就業支援（30%）」であり、浮き彫りとなったこれらの課題への対応により、移住定住のハードルを下げる。

#### ③定住の促進

長野県実施の移住者捕捉アンケート結果（R4年上半期）では、上田市への移住理由は「地方暮らし」が第1位[33.3%]という結果になっているが、都心と比べて仕事や住居が不足していることから、移住者が長期的な定住に至っていない状態であるため、生活基盤の安定支援が急務となっている。また、同アンケート結果では次いで転職・転業[16.7%]、起業・創業[11.1%]が上位となっており、移住者の就業等に対する支援が求められている。そこで、転業・起業におけるサービス・商品の開発を支援しながら、この支援に当たっては同時に地域のブランディングを条件とすることで、移住事業者支援と魅力醸成が同時に図られる。また、こうした市の支援のもとでブランドを醸成した者が、地域への誇りや市民としてのシビックプライドを高めることで長期に亘って居住し、結果として定住に繋がるなど、相乗効果が得られるものとする。

地域のブランディングに当たっては、若手や女性の活躍が見られる分野や、農商工連携により商品を開発する事例が見られるが、ブランドの確立が十分でなく販路開拓に苦戦しているほか、専門家の招聘や科学的分析を行う余裕がないといった場合が多く、高付加価値の商品開発に課題を抱えている。現在、民間主導のこうした取組への支援が少ないため、行政によるサポートにより、この地に腰を据えた定住者らが新たな地域資源を発見・発信することで、魅力向上と移住・定住促進の好循環を生み出す。

## 4-2 地方創生として目指す将来像

### 【概要】

上田市では、第二次上田市総合計画後期まちづくり計画（第2期上田市版総合戦略）において、「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる 健幸都市」を将来都市像に位置づけ、重要目標達成指標（KGI）には、令和7年における人口として「15万人以上」を設定している。

また同計画において、「文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり」や「誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり」など、施策の方向性を定め、地域の魅力向上や移住定住促進といった、地方創生に資する事業を展開している。

こうした中、従来からの取組の成果もあり、令和2年の国勢調査における人口は154,055人であり、社人研推計の同年予想値153,390人と比較し+665人となったほか、当市への移住の関心も高まっており、新型コロナウイルス感染症が本格化する以前の令和元年度に345件であった移住相談件数が、令和3年度には586件に上るなど、流入人口の増加を図る好機ともなっている。

一方では、取組を進める中で課題も見えてきており、これらに対応しながらニーズを捉えた新規事業の展開が必要となっている。

現在取り組むべき課題は、①潜在的な移住希望者からの関心を高めるため、地域の新たな魅力を創出すること、②移住検討に当たっての懸念を解消すること、③移住後の定住を促進すること、であり、①から③の政策が相互連携のもと進捗し、③の結果として定住者が地域の新たな魅力を付加することで①に回帰するといった、「地方創生の好循環による持続可能なまち」を目指す。

**【数値目標】**

K P I ①	行政支援による移住者数						単位	人
K P I ②	スマート農業推進リーダー数						単位	人
K P I ③	地域ブランド創出支援商品等の販売金額						単位	千円
K P I ④	DX等人材育成研修参加人数						単位	人
	事業開始前 (現時点)	2023年度 増加分 (1年目)	2024年度 増加分 (2年目)	2025年度 増加分 (3年目)	2026年度 増加分 (4年目)	2027年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	107.00	50.00	50.00	50.00	-	-	150.00	
K P I ②	0.00	2.00	2.00	2.00	-	-	6.00	
K P I ③	0.00	1,000.00	2,500.00	4,500.00	-	-	8,000.00	
K P I ④	0.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	-	-	3,000.00	

**5 地域再生を図るために行う事業**

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域の魅力向上と移住定住の循環型都市構築事業

### ③ 事業の内容

#### 【地域の魅力創出事業】

##### ○日本遺産活用事業

前述のとおりアンケートにおいて「歴史や文化財といった当市の魅力に愛着・誇りを感じる」という回答が多かったから、これらを通じたコンテンツは有効であると考えられる中、上田市では令和2年6月、市内の一連の文化財群が「レイラインがつなぐ『太陽と大地の聖地』～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～」というストーリーのもと、文化庁より日本遺産の認定を受けた。これまでに案内看板の設置や観光案内システムの導入、公共交通車両ラッピング等、各種PRを中心に進めてきたが、今後は日本遺産活用の第2段階として、地域住民のアイデンティティの再認識や地域ブランド化にも貢献する取組を推進する。具体的には、オンラインセミナー、日本遺産検定、オリジナル御朱印台紙・札所巡り台紙制作などを行う。

##### ○地域ブランド創出支援事業

中小企業等が地元工芸品や農産物加工品などの地域資源を活用し、ブランド力の高い商品やサービスを開発する際の補助（対象経費の2/3、上限4,000千円）を行うことにより、新たな信州上田ブランドの創出を図る。

#### 【移住・定住促進事業】

##### ○空き家セカンドユース事業

市が指定する空き家を不動産業者が買取り、リフォームしたうえで移住者に賃貸し、最長5年間のお試し移住を体験いただく（賃貸借契約が締結された場合、不動産業者へ500千円/戸の支援金を交付）。賃貸借期間中または期間満了後、借主からの希望があれば売買も可能。令和4年度に実証実験としてモデルケース3戸で実施、5年度に件数を増やし実証継続、6年度から本格実施を図る。

##### ○産業DX人材育成事業

地域企業を対象に、主に3コース（DX系、総務・会計・営業系、技術系）の研修プログラムのほか、当市での就職希望者やUIJターン希望者への講座を実施。市の移住者アンケート、県の移住者捕捉アンケートともに、移住者の年代はビジネスや生活にもデジタルを十分活用できる30歳代が最も多いことから、市内でもニーズの高いDX分野の研修を重視し人材育成を図る。

##### ○スマート農業推進事業

移住新規就農者等の育成支援と所得向上、そして生産性の高い農産物の産地化を推進するため、また若い世代の移住者が多い事から、デジタル活用によるスマート農業の実証を行う。具体的には、センシング技術の活用による温湿度等環境情報の自動計測（令和5・6年度実証、7年度本格実装予定）、クラウド上での蓄積、生育情報との連携、AI選果、スマートグラスでの遠隔営農指導、移住農家を対象とした重点品目実証と農業デジタル人材の育成を図る。

##### ○地域ブランド創出支援事業（再掲）

前述の事業であるが、移住者がその就業先において、または移住起業者がこれまでにない視点で地域の魅力を発掘または見直すことにより、既存資源の付加価値を向上させる。支援に基づく事業化・商品等開発によって、移住者・起業者自身が地域の一員としてシビックプライドを持つことで、長期の移住から定住に繋げる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

**【自立性】**

原則として、いずれの取組も支援対象の事業が軌道に乗る、或いは取組が浸透するまでの行政支援であり、取組を進める中で検証を行いながら、自立・自走が見込まれる段階で制度縮小などの内容調整を行う。

また、各イベントや研修会等での参加費・協賛金の確保に努めるほか、企業版ふるさと納税の積極活用も図る中で、今後、地域の魅力向上に連動して寄附のインセンティブが高まるものと見込んでいる。

#### 【官民協働】

- ・「日本遺産活用推進事業」は、市民おもてなしガイドのほか、塩田まちづくり協議会、別所温泉・鹿教湯温泉各観光協会・旅館組合、交通事業者等の36もの専門部会を有する上田市日本遺産推進協議会との連携事業として実施
- ・「地域ブランド創出支援事業」は民間主導の事業であり、市の支援を受けながら実施
- ・「空き家セカンドユース事業」は、（公社）長野県宅地建物取引業協会上田支部との連携事業として実施
- ・「スマート農業推進事業」は、JA、農業農村支援センター、（有）信州うえだファームとの連携事業として実施
- ・「産業DX人材育成事業」は地元企業・大学・産業支援機関との連携事業として実施
- ・その他、多様な企業から各事業への企業版ふるさと納税による協力推進

#### 【地域間連携】

各取組において、県内や全国自治体との連携のもと、それぞれが持つ情報や経験・実績を活用し、スケールメリットを生かした事業展開を図る。

### 【政策間連携】

本事業は地域の新たな魅力の構築を導入事業として位置付けており、この中には歴史・文化・自然・観光・農業・食・DX等、多様な政策要素を含んでいる。そのため、市内の各事業担当課や関連する民間団体との連携を前提に取り組むことが必要。

### 【デジタル社会の形成への寄与】

#### 取組①

「産業DX人材育成事業」における、研修や講座を通じたデジタル活用人材の育成

#### 理由①

「産業DX人材育成事業」はデジタル人材育成を中心とする事業であり、本交付金事業内の他の取組によって育成された人材が当市に継続的に当市に定住し、獲得したスキルを地域に広げる。

#### 取組②

「スマート農業推進事業」における、AI・ICTを活用した農業推進やスマートグラスを活用した研修

#### 理由②

当市に移住し就農したいという希望は多く、デジタルの活用によって特に若い世代を確保し、社会課題解決（移住定住促進、就農者の確保等）を図る。

取組③  
該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 7 月

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を取りまとめ、外部有識者で構成する上田市地方創生推進協議会や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。また、必要に応じて上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略や今後の事業経営方針に反映させる。

【外部組織の参画者】

会長：大学教授（地域活性化学会会長）

委員：市内企業役員（産業・工業）、NPO法人代表（環境）、認定農業者（農業）、農協職員（農業）、市内ケーブルテレビ社長（報道）、まちづくり団体代表（まちづくり）、前総合計画審議会会長（市民代表、まちづくり、教育）、公募委員（商店街）、地方銀行副支店長（金融）、信用金庫副部長（金融）、労働者福祉協議会事務局長（労働）、公共職業安定所長（行政・雇用）、県職員（行政）

【検証結果の公表の方法】

審議内容を広報紙・HP等により公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 100,800 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から

2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日 まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。